別紙２

前田建設工業株式会社

計　算　書　類　等

自　２０２０年4月 １ 日
第７６期（　　）
至　２０２１年3月３１日

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

Ⅰ．企業集団の現況

1．事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の長期化の影響により、多くの社会経済活動において制約を受けるなかで、各種政策の効果による一部持ち直しの動きが見られるものの、総じて厳しい状況が続きました。

建設業界におきましては、関連予算の執行により公共投資は堅調に推移し、設備投資においても持ち直しの動きが見られた一方で、住宅建設はおおむね横ばいで推移し、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

このような状況のなかで、当社は、2019年度を初年度とする中期経営計画「Maeda Change 1st Stage'19～'21」を策定し、付加価値生産性向上への基盤を構築する「生産性改革」、新たなステージへの挑戦に向けた「脱請負事業の全社的推進」、新たな企業文化への変革に向けた土台を構築する「体質改善」の３つの重点施策に取り組んできました。

また、本年２月にはグループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、当社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所の３社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて基本合意書を締結いたしました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比39.0％増の6,780億円余、営業利益は建設事業部門が堅調であったことにより463億円余となり、経常利益は456億円余となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、232億円余となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、新たに舗装事業を報告セグメントとしています。

建設事業
(建築事業及び土木事業)

売上高
394,278百万円
(前期比6.1％減)

当社グループの建設事業の売上高は前期比6.1％減の3,942億円余となり、セグメント利益につきましては、国内建築工事が受注工事の着工時期の影響などで、当期出来高が減少し、土木工事の新型コロナウイルス感染症の影響から発注者協議の遅れ等による工事遅延などが一部の工事でみられたたものの大型工事の完成、設計変更の獲得により、前期比6.3％増の294億円余となりました。

当社グループの建設事業は、大半は当社が占めており、当社の受注高につきましては、建築事業は海外工事の受注が減少したものの、国内官公庁工事及び国内民間工事の受注が増加したため、前期比2.5％増の2,452億円余、土木事業は国土交通省、道路リニューアル工事を始めとした国内官公庁工事の受注が増加したため、前期比4.6％増の1,636億円余、受注高合計は前期比3.4％増の4,088億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事35.8％、民間工事64.2％であります。

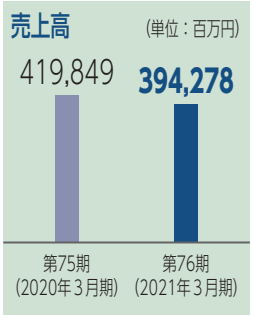

当社の主な受注工事は次のとおりであります。

発注者（敬称略）	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	鳥海ダム仮締切（地中壁）工事	秋田県
十条駅西口地区市街地再開発組合	十条駅西口地区第一種市街地再開発事業　施設建築物等　新築工事	東京都
ＪＲ西日本不動産開発(株)	（仮称）ＪＲ金沢駅西ＮＫビル開発（オフィス棟）新築工事（その２）	石川県
国土交通省近畿地方整備局	大野油坂道路東市布トンネル工事	福井県
オリックス(株)	（仮称）箕面ロジスティクスセンター新築工事	大阪府

当社の売上高（完成工事高）につきましては、建築事業が前期比2.8％減の2,143億円余、土木事業が前期比3.4％減の1,486億円余、売上高合計は前期比3.1％減の3,630億円余となりました。これにより手持工事高（次期繰越高）は前期比7.4％増の6,619億円余となっております。

当社の主な完成工事は次のとおりであります。

発注者（敬称略）	工事名	工事場所
岩手県	二級河川鵜住居川筋鵜住居地区河川災害復旧（23災647号）水門土木工事	岩手県
住友不動産(株)	（仮称）御茶ノ水計画	東京都
(株)フジキカイ	フジキカイ新事業所建設工事	愛知県
独立行政法人　鉄道建設・運輸施設整備支援機構　鉄道建設本部大阪支社	北陸新幹線、柿原トンネル他	福井県
九州旅客鉄道(株)、宮崎交通(株)	アミュプラザみやざき　うみ館 （ＪＲ宮交ツインビル駅前棟（仮称）新築工事）	宮崎県

舗装事業

売上高
232,445百万円

舗装事業は、舗装工事等における建設事業及びアスファルト合材等の製造及び販売に関する事業を中心に展開しており、売上高は2,324億円余となり、セグメント利益は116億円余となりました。

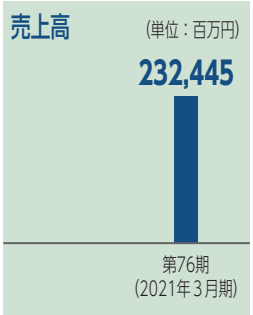

製造事業

売上高
34,458百万円
(前期比9.7%減)

製造事業は、建設機械の製造を中心に展開しており、建設機械関連商品の販売等が堅調に推移したものの、産業機械関連商品の販売等が新型コロナウイルス感染症による国内外の設備投資が控えられた影響で減少したことにより、売上高は前期比9.7%減の344億円余となり、セグメント利益は前期比23.2%減の14億円余となりました。

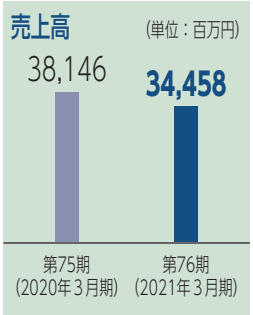

インフラ運営事業

売上高
15,283百万円
(前期比18.1%減)

インフラ運営事業は、再生可能エネルギー事業及びコンセッション事業を中心に展開しており、愛知道路コンセッション株式会社において新型コロナウイルス感染症の影響により高速道路料金収入が減少したことにより、売上高は前期比18.1%減の152億円余となり、セグメント利益は前期比18.6%減の32億円余となりました。

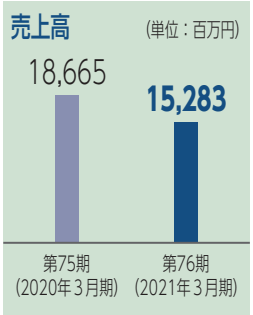

その他

売上高
1,594百万円
(前期比85.8%減)

その他の事業は、不動産事業を中心に展開しており、売上高は前期比85.8%減の15億円余となり、セグメント利益は前期比46.0%増の5億円余となりました。

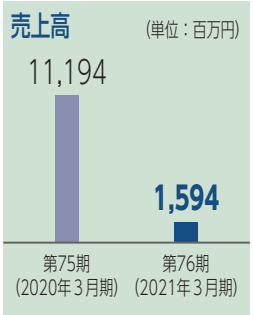

[当社の部門別受注高・売上高及び次期繰越高]

(単位：百万円)

区　分		前期繰越高	当期受注高	計	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建築事業	321,648	245,209	566,857	214,393	352,464
	土木事業	294,537	163,613	458,151	148,644	309,506
	小　計	616,186	408,822	1,025,009	363,038	661,971
インフラ運営事業		−	1,423	1,423	1,423	−
不動産事業		301	1,623	1,925	1,624	300
合　計		616,488	411,869	1,028,357	366,086	662,271

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中の設備投資の総額は208億円余であります。このうち主なものは、建設機械の取得及び更新であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達につきましては、当社において既存借入金の借換資金として2020年９月に第27回無担保社債（10年債）100億円及び第28回無担保社債（５年債）100億円を発行、2020年10月に長期借入金600億円の長期借入を実施しました。その他、主要取引金融機関と総額300億円のコミットメントラインを締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止策など、各種政策の効果により、持ち直しの兆しが見られますが、引き続き感染状況を注視し、雇用や所得環境など、社会経済活動に与える影響を十分注意していく必要があります。

建設業界におきましては、関連予算の執行による公共投資の底堅い推移が期待されます。企業の設備投資につきましては、不透明な部分があるものの、機械投資を中心に一層の持ち直しが期待されており、住宅建設につきましては、当面、横ばいで推移していくものと予想されます。

このような状況のなかで、当社は、昨年度に次の100年を見据えて今後の10年を「ＮＥＸＴ10」とし、請負と脱請負の融合による「総合インフラサービス企業」への転換、あわせてその実現による「あらゆるステークホルダーから信頼を獲得する企業」の目標達成のため、今後も全社一丸となって取り組みを進めます。

また、当社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の３社にて、持株会社体制への移行を通じ、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えております。

今後将来的に経営環境が著しく変化していくなかで、これまで以上に３社が国内外で築き上げてきた得意分野を共有し、収益力の向上と新たな収益基盤の確立、技術開発やビッグデータの有効活用、デジタルツールの開発、人材育成をはじめとした経営資源の更なる強化をグループ全体として進めていく所存であります。

2．財産及び損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区　分		第73期	第74期	第75期	第76期 (当　期)
売上高	(百万円)	467,724	492,087	487,856	678,059
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	23,057	23,952	14,342	23,275
1株当たり当期純利益	(円)	121.35	126.14	77.24	125.27
総資産	(百万円)	681,769	717,630	920,786	928,889
純資産	(百万円)	234,390	252,582	343,589	367,527

売上高　(単位：百万円)

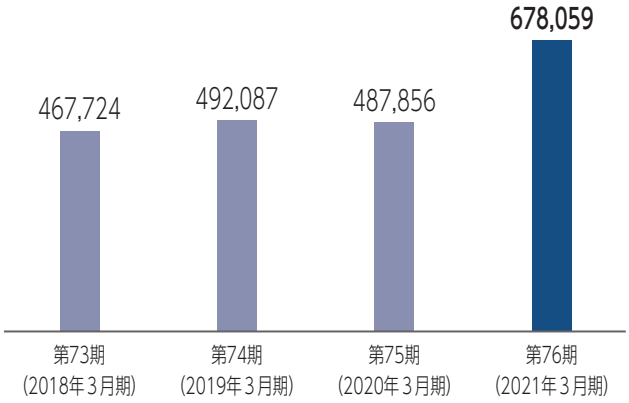

親会社株主に帰属する当期純利益　(単位：百万円)

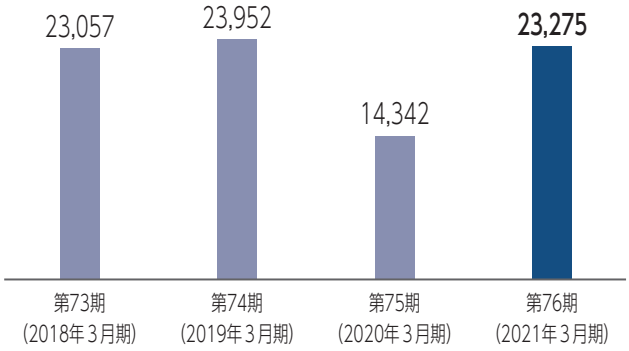

1株当たり当期純利益　(単位：円)

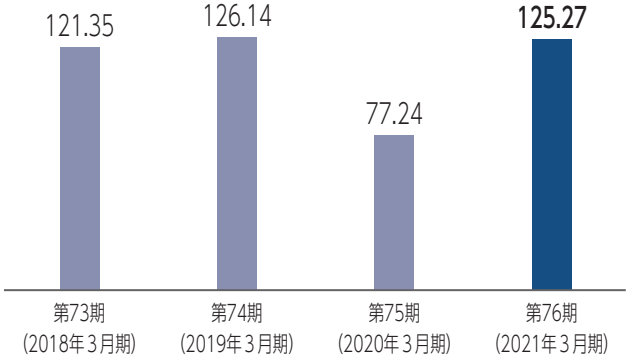

総資産/純資産　(単位：百万円)

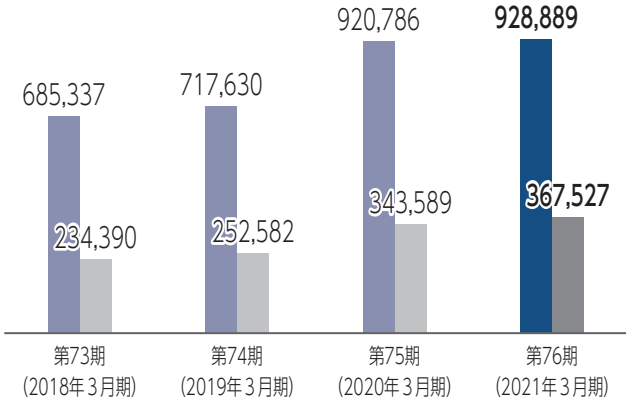

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区　分		第73期	第74期	第75期	第76期 (当　期)
受注高	(百万円)	373,830	428,091	408,546	411,869
売上高	(百万円)	374,232	401,273	387,266	366,086
当期純利益	(百万円)	19,035	20,424	21,359	36,247
1株当たり当期純利益	(円)	96.23	103.31	110.36	187.33
総資産	(百万円)	411,323	455,733	519,616	555,436
純資産	(百万円)	173,618	190,072	187,749	233,276

3．重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
前田道路株式会社	百万円 19,350	% 51.33	舗装、土木及びこれらに関する事業 アスファルト合材、アスファルト乳剤等の製造及び販売に関する事業
株式会社前田製作所	百万円 3,160	47.74	建設機械の製造、販売、レンタル
愛知道路コンセッション株式会社	百万円 480	50.00	道路の維持管理、運営業務
匿名組合愛知道路コンセッション	百万円 –	–	同上
株式会社ＪＭ	百万円 350	100.00	建物・設備の点検、診断、修繕、改修、改装
フジミ工研株式会社	百万円 250	50.00	コンクリート二次製品の設計、製造、販売
株式会社エフビーエス	百万円 100	75.00	建築物のリニューアル及びビルメンテナンス、地盤改良、各種のボーリングに関する工事の請負
Thai Maeda Corporation Ltd.	千バーツ 20,000	45.01	建設全般の請負、計画、設計、コンサル業務
匿名組合五葉山太陽光発電	百万円 –	–	太陽光発電事業
匿名組合美祢太陽光発電	百万円 –	–	太陽光発電事業
匿名組合八峰風力開発	百万円 –	–	風力発電事業

(注) 1．議決権比率は、間接保有を含んでおります。
2．当社は、2020年6月26日を効力発生日として、前田総合インフラ株式会社を吸収合併いたしました。

4．主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、建設事業、舗装事業、製造事業、インフラ運営事業及びそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者「（特－29）第2655号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「（10）第41021号」として東京都知事免許を受けております。

5．主要な営業所等（2021年３月31日現在）

(1) 当社

本　　店：東京都千代田区富士見二丁目10番２号
光が丘本社（東京都練馬区）

支　　店：北海道支店（札幌市）　中部支店（名古屋市）
東北支店（仙台市）　関西支店（大阪市）
関東支店（さいたま市）　中国支店（広島市）
東京建築支店（東京都千代田区）　四国支店（高松市）
東京土木支店（東京都千代田区）　九州支店（福岡市）
北陸支店（富山市）　沖縄支店（那覇市）

出　張　所：香港（香港）、バンコック（タイ）、プノンペン（カンボジア）、台湾（台湾）、スリランカ（スリランカ）、米国（米国）、ヤンゴン（ミャンマー）、ジャカルタ（インドネシア）、メキシコ（メキシコ）

駐在員事務所：ハノイ（ベトナム）

技術研究所：ＩＣＩ総合センター（取手市）

(2) 主要な子会社

前田道路株式会社（東京都品川区）
株式会社前田製作所（長野県長野市）
愛知道路コンセッション株式会社（愛知県半田市）
匿名組合愛知道路コンセッション（愛知県半田市）
株式会社ＪＭ（東京都千代田区）
フジミ工研株式会社（埼玉県比企郡滑川町）
株式会社エフビーエス（東京都中央区）
Thai Maeda Corporation Ltd.（タイ）
匿名組合五葉山太陽光発電（岩手県大船渡市）
匿名組合美祢太陽光発電（山口県美祢市）
匿名組合八峰風力開発（秋田県山本郡八峰町）

6．従業員の状況（2021年３月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	名
建築事業	2,231	20
土木事業	1,273	△5
舗装事業	2,554	2,554
製造事業	640	2
インフラ運営事業	113	7
その他	15	△2,215
全社（共通）	103	21
合計	6,929	384

(注) 当連結会計年度より連結子会社である前田道路株式会社の従業員数については、事業区分をその他から舗装事業に変更しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
3,220	59	43.2	17.4

7．主要な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	37,225
株式会社三井住友銀行	37,191

８．その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所は、2021年２月24日付の「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」で公表しましたとおり、2021年10月１日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、同日、基本合意書を締結いたしました。また、2021年５月14日開催予定の３社の取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画の作成を予定しております。この共同持株会社設立に関して、2021年６月23日開催予定の当社第76回定時株主総会において、共同株式移転による共同持株会社設立に関する議案を付議する予定であります。

Ⅱ．会社の状況

1．株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　635,500,000株

(2) 発行済株式の総数（自己株式を含む）　194,608,482株

(3) 株主数　8,913名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
光が丘興産株式会社	24,311	12.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,510	6.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,304	3.24
住友不動産株式会社	5,885	3.03
株式会社みずほ銀行	5,100	2.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,677	2.41
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,329	2.23
株式会社三井住友銀行	4,150	2.13
前田道路株式会社	3,877	1.99
前田建設工業社員持株会	3,234	1.66

（注）持株比率は自己株式（146,223株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役位	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（社外取締役除く）	52,821	7
社外取締役	－	－
監査役	－	－

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前　田　操　治	執行役員社長
代　表　取　締　役	中　西　隆　夫	専務執行役員、土木事業本部長
取　　締　　役	関　本　昌　吾	専務執行役員、営業企画担当
取　　締　　役	近　藤　清　一	専務執行役員、監査統括
取　　締　　役	岐　部　一　誠	専務執行役員、ＣＳＲ・環境担当、経営革新本部長
取　　締　　役	大　川　尚　哉	専務執行役員、ＣＳＶ戦略担当、技術・情報統括、 経営革新本部　副本部長（技術・ＤＸ担当）、 建築事業本部　副本部長（技術担当） 土木事業本部　副本部長（技術担当）
取　　締　　役	幡　鎌　裕　二	専務執行役員、建築事業本部長
取　　締　　役	土　橋　昭　夫	キヤノンマーケティングジャパン株式会社　社外取締役
取　　締　　役	幕　田　英　雄	長島・大野・常松法律事務所　顧問　弁護士 日本原子力研究開発機構契約監視委員会　委員 株式会社ダイセル　社外監査役 富士通株式会社　社外監査役
取　　締　　役	村　山　利　栄	株式会社新生銀行　社外取締役
取　　締　　役	髙　木　　敦	株式会社インフラ・リサーチ＆アドバイザーズ　代表取締役
常　勤　監　査　役	伊　藤　雅　規	
常　勤　監　査　役	大　嶋　義　隆	
常　勤　監　査　役	小笠原　四　郎	
監　　査　　役	佐　藤　元　宏	公認会計士佐藤元宏事務所　所長 株式会社不二家　社外監査役 ウェルネット株式会社　社外取締役（監査等委員）
監　　査　　役	篠　　連	光和総合法律事務所　パートナー　弁護士 シナネンホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員） 高島株式会社　社外取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役土橋昭夫、幕田英雄、村山利栄及び髙木敦の４氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役伊藤雅規、監査役佐藤元宏及び監査役篠連の３氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役伊藤雅規氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績並びに財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役土橋昭夫、取締役幕田英雄、取締役村山利栄、取締役髙木敦、常勤監査役伊藤雅規、監査役佐藤元宏及び監査役篠連の７氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利惠であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取　締　役	土　橋　昭　夫	当事業年度において21回開催された取締役会のうち20回に出席し、経験豊富な企業経営者として、業務執行の経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に関する幅広い意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員長として、当事業年度において５回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における議案審議を主導致しました。
取　締　役	幕　田　英　雄	当事業年度において21回開催された取締役会のすべてに出席し、弁護士として専門的見地並びに経営に関する高い見識から、企業法務・経営全般に関する意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の適正性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員として、当事業年度において５回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
取　締　役	村　山　利　栄	2020年６月23日の就任後、16回開催された取締役会のすべてに出席し、投資銀行における豊富な職務経験と、他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識をもとに意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員として、就任以降に開催された委員会３回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
取　締　役	髙　木　　敦	2020年６月23日の就任後、16回開催された取締役会のすべてに出席し、証券会社におけるアナリストとしての金融・財務に関する高い知見と建設業に関する幅広い見識をもとに意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では、委員として、就任以降に開催された委員会３回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。

監　査　役	伊　藤　雅　規	当事業年度において21回開催された取締役会及び15回開催された監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての当社の事業内容についての広い理解に基づいた意見を適宜述べ、当社グループ全体のガバナンスの強化及び監査環境の改善を図る提言を行っております。また、報酬委員会では委員として、当事業年度において２回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
監　査　役	佐　藤　元　宏	当事業年度において21回開催された取締役会に19回及び15回開催された監査役会に12回出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する意見を適宜述べ、当社グループ全体の財務の適正性を確保する提言を行っております。
監　査　役	篠　　連	当事業年度において21回開催された取締役会に19回及び15回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜意見を述べ、当社グループ全体の業務の適正性を確保する提言を行っております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与（業績連動）	株式報酬（業績連動）	株式報酬（譲渡制限）	
取締役（社外取締役を除く）	557	325	130	64	37	11
社外取締役	53	53	－	－	－	4
計	610	379	130	64	37	15
監査役（社外監査役を除く）	39	39	－	－	－	2
社外監査役	36	36	－	－	－	3
計	76	76	－	－	－	5

（注）1．取締役の報酬限度額は、2019年６月21日開催の第74回定時株主総会において年額650百万円以内（うち社外取締役分年額80百万円以内）と決議いただいており、当該決議に係る役員の員数は取締役12名（うち社外取締役２名）であります。なお、使用人分給与は含まれておりません。また、上記報酬枠とは別枠で、2019年６月21日開催の第74回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額57百万円以内、業績連動型株式報酬額として年額114百万円以内と決議いただいており、当該決議に係る役員の員数は取締役10名（社外取締役は含まない。）であります。

2．監査役の報酬限度額は、2019年６月21日開催の第74回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。

3．上記の賞与（業績連動）の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であり、株式報酬（業績連動）及び株式報酬（譲渡制限）の総額は、業績連動型株式報酬（株式給付信託）及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

②業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬等かつ金銭報酬である賞与、業績連動報酬等かつ非金銭報酬等である業績連動型株式報酬及び非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬を支給しております。

賞与は、業績連動報酬であり、基本報酬：賞与＝75％：25％の割合で求めた額を計画値とし、０％～25％（基準値）～50％の範囲で業績指標の達成度に応じた額の金銭を支給します。賞与に係る業績指標は、連結計算書類に基づき算定された当期純利益と付加価値額です。当期純利益を業績指標とした理由は、経営に携わる立場の者全てが意識する必要があるためです。なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、目標10,000百万円以上で、実績は23,200百万円です。また、付加価値額を業績指標とした理由並びにその目標及び実績は、下記ア．と同様です。

業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすること及び株主との一層の価値共有を進めることを目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額（年額）にあらかじめ定めた割合（20％）を乗じた金額を基準として、第75期事業年度から第77期事業年度までの各事業年度及び当該３事業年度に対応する中期経営計画期間における業績達成度等に応じて各業務執行取締役にポイントを付与し、そのポイントに基づいて当社株式及び金銭を交付します。

業績連動型株式報酬に係る業績指標は付加価値額達成率及びインデックス対比株価成長率であり、これらを業績指標とした理由並びにこれらの目標及び実績は以下のとおりです。

ア．付加価値額は、以下の算式により定まる額とし、付加価値額達成率は、実績値を目標値で除して算出します（小数点以下第一位を四捨五入）。

付加価値額を業績指標とした理由は、当社中長期経営計画（NEXT10）の指標であるためです。

（付加価値額の算式）

付加価値額　＝　営業利益　＋　人件費　＋　減価償却費

（付加価値額の目標値及び実績値）

期間	目標値	実績値
第75期（2020年３月期）	863億円	896億円
第76期（2021年３月期）	873億円	1,303億円
第77期（2022年３月期）	939億円	－
2020年３月期から 2022年３月期まで	2,675億円	－

イ．インデックス対比株価成長率は以下の算式により算出します（小数点以下第一位を四捨五入）。

インデックス対比株価成長率　＝　当社株価上昇率　÷　東証業種別株価指数上昇率（建設業）

インデックス対比株価成長率を業績指標とした理由は、投資家目線を意識し、当社経営陣に株価上昇によるインセンティブを与えるためです。

（インデックス対比株価成長率）

期間	当社株価上昇率	東証業種別株価指数 上昇率（建設業）
第75期（2020年３月期）	87.8%	96.0%
第76期（2021年３月期）	96.8%	101.1%
第77期（2022年３月期）	－	－
2020年３月期から 2022年３月期まで	－	－

（注）１．東証業種別株価指数上昇率（建設業）の算定方法

毎年１月から３月における３ヶ月間の東証業種別株価指数（建設業）を、その前年の１月から３月における３ヶ月間の東証業種別株価指数（建設業）で除した率

２．当社株価上昇率の算定方法

毎年１月から３月における３ヶ月間の平均株価をその前年の１月から３月における３ヶ月間の平均株価で除した率

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額にあらかじめ定めた割合（10%）を乗じた金額を基準として、当社の株式を交付しております。

当該株式報酬には3年の譲渡制限期間が設定されており、その交付状況はⅡ．1．(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載したとおりです。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、2021年2月24日開催の取締役会において決議いたしました。

イ．決定方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については、独立性の観点から、基本報酬のみを支払うこととしております。各報酬について、報酬委員会の答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、以下のとおり決定します。

a. 基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位を基礎として各取締役の経営・管理能力、業績・成果の評価、経歴等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

b. 賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映して、毎年一定の時期に支給する。

c. 業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性の明確化及び株主との一層の価値共有の促進を目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額（年額）の一定割合に、業績達成度等を勘案して、中期経営計画期間の満了後に当社株式及び金銭を交付する。

d. 譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額（年額）に一定割合を乗じた金額を基準として、毎年一定の時期に当社株式を交付する。

取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬の種別毎に、以下のプロセスにて決定します。

a. 基本報酬、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬については、取締役会は、個人別の報酬内容につき報酬委員会に諮問し、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役個人別の報酬内容を決議する。

b. 賞与については、担当する業務執行ごとの業績に鑑み、代表取締役社長が代表取締役社長を除く業務執行取締役の評価を行ったうえで、取締役会が代表取締役社長を含む全業務執行取締役の評価について、報酬委員会に諮問する。取締役会は、報酬委員会からの答申結果をもとに、取締役個人別の報酬額を決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、以前に報酬委員会において定めた取締役の報酬に関する決定の方針に基本的に沿っており、また、2021年２月24日に定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は当該方針から特段の変更を加えていないため、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年７月６日開催の取締役会にて代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を経ております。

なお、この取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定プロセスは、上記③に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定後は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

4．会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	89
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	140

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、前田道路株式会社及びThai Maeda Corporation Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外事業所における税務申告業務等であります。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の当該事業年度に係る監査計画の内容（監査対象部署、監査時間等）、報酬単価及び報酬等の額を検討した結果、相当であると認め、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

１．事業報告
会社の体制及び方針

１．業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として決議した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「ＭＡＥＤＡ企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守並びに企業倫理の浸透を率先垂範して行うとともに、法令及び定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出します。また、監査役は、法令及び社内規定に基づき、当社の取締役の業務執行を監査します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）について、文書管理規程及び情報システムセキュリティに関する社内規定などに従い、適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「ＭＡＥＤＡリスク管理方針」及びリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が「ＭＡＥＤＡ企業行動憲章」を阻害するリスクを管理します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織関係規程により取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制を整備します。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化を図ります。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査部門が、適正な業務運営体制を確保するために、内部監査を実施します。また、ＣＳＲ・環境部が、法令遵守並びに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進します。さらに、「職場のほっとテレホン」（相談・通報制度）を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行います。

(6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社規程に基づき、グループ経営における業務の適正・信頼性を確保するための内部統制の構築を行います。また、定期的に「関係会社ヒアリング」を開催するなど、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図ります。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人に対する指示の実効性の確保に努めるとともに、当該使用人の人事考課は監査役が行い、異動などについては監査役会の同意を得ることとします。

(8) 監査役への報告に関する体制

当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは直接的または間接的を問わず、直ちに監査役会に報告を行うものとします。なお、当社は、監査役への報告を行った当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じることとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定例的な会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保します。また、監査の実効性を高めるために、監査役会は内部監査部門と連携し、監査方針・監査結果などについて緊密な情報・意見交換を行います。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素より外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

当社は、当社が果たすべき社会的な役割と責任を定めた「ＭＡＥＤＡ企業行動憲章」を社内イントラネットにおいて全職員へ発信し、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底を図っています。

また、「職場のほっとテレホン」（相談・通報制度）により不正行為の未然防止や早期発見に努めるとともに、通報案件に対応し、窓口利用実績件数を四半期毎に電子掲示板にて報告しています。

(2) リスクマネジメント体制

当社は、リスクマネジメントに関する最上位の機関である「リスク管理委員会」において、当社グループ全体の横断的なリスク管理を行っています。2020年度は４回開催し、各部門・部署が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「法的規制・コンプライアンス」、「災害・気候変動」、「製品・サービスの欠陥」、「経済・財政状況の変化」、「事業戦略」等のテーマで横断的に評価・分析を行いました。

(3) 取締役の職務執行体制

当社の取締役は、執行役員制度のもと原則毎月開催の執行役員会にて、各執行役員より報告がなされる各部門・部署の執行状況を把握するとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

また、四半期ごとに取締役会において、担当する部門の業務執行状況の報告を行っています。

(4) グループ管理体制

当社は、関係会社規程に基づき、当社グループ会社の業務執行について重要度に応じて、当社の取締役会または取締役の承認を受ける体制を整備しています。

また、「関係会社ヒアリング」を定期的に行い、グループ会社の業務執行状況の報告を受けています。

(5) 情報の保存及び管理体制

当社は、取締役会議事録及び稟議書類等、取締役の職務の執行に係る各書類について、いずれも関係法令及び関連する社内規程に基づき、関係部署が検索性の高い状態で適切に保存及び管理しています。

(6) 監査役の監査体制

当社の監査役室は、監査役５名及び専任の補助使用人１名で構成されています。監査役は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、社長及び各本部長等並びに会計監査人及び内部監査部門との定期的な会合において、情報・意見の交換を行うことにより監査の実効性を高めています。

3．会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もあります。

このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として適当でないと判断します。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）を策定しております。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、当ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることもあります。

(3) 上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供や代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。よって、現対応方針は株主の皆様に適切な投資判断を行うことを可能とし、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。これらのことから、現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第76期 2021年3月31日現在	科　目	第76期 2021年3月31日現在
(資産の部)	(928,889)	(負債の部)	(561,361)
流動資産	**433,190**	**流動負債**	**267,118**
現金預金	100,687	電子記録債務	7,837
受取手形・完成工事未収入金等	263,430	工事未払金等	109,917
有価証券	30	短期借入金	18,315
販売用不動産	2,371	1年内返済予定のノンリコース借入金	1,381
商品及び製品	1,597	1年内償還予定の社債	5,000
未成工事支出金	18,729	未払金	11,088
材料貯蔵品	2,602	未払法人税等	11,957
その他	43,895	未成工事受入金	36,961
貸倒引当金	△153	修繕引当金	300
固定資産	**495,519**	賞与引当金	7,874
有形固定資産	**165,558**	役員賞与引当金	266
建物・構築物	40,977	完成工事補償引当金	1,221
機械・運搬具・工具・器具備品	39,880	工事損失引当金	629
土地	82,458	公共施設等運営権に係る負債	4,501
リース資産	794	公共施設等運営事業の更新投資に係る負債	4,819
建設仮勘定	1,447	その他	45,045
無形固定資産	**180,603**	**固定負債**	**294,242**
公共施設等運営権	114,424	社債	45,000
公共施設等運営事業の更新投資に係る資産	23,845	ノンリコース社債	20
のれん	26,639	長期借入金	64,165
その他	15,693	ノンリコース借入金	15,864
投資その他の資産	**149,357**	繰延税金負債	18,481
投資有価証券	131,063	退職給付に係る負債	16,579
長期貸付金	2,562	株式給付引当金	228
破産更生債権等	232	債務保証損失引当金	212
繰延税金資産	745	独占禁止法関連損失引当金	64
退職給付に係る資産	10,345	公共施設等運営権に係る負債	108,398
その他	6,082	公共施設等運営事業の更新投資に係る負債	20,833
貸倒引当金	△1,674	その他	4,394
繰延資産	**179**	(純資産の部)	(367,527)
		株主資本	**241,706**
		資本金	28,463
		資本剰余金	37,549
		利益剰余金	178,526
		自己株式	△2,833
		その他の包括利益累計額	**28,317**
		その他有価証券評価差額金	29,218
		繰延ヘッジ損益	△19
		為替換算調整勘定	2
		退職給付に係る調整累計額	△883
		非支配株主持分	**97,504**
資産合計	**928,889**	**負債純資産合計**	**928,889**

連結損益計算書

(単位：百万円)

科　目	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
売上高		
完成工事高	394,278	
その他の事業売上高	283,780	678,059
売上原価		
完成工事原価	339,979	
その他の事業売上原価	241,322	581,302
売上総利益		
完成工事総利益	54,298	
その他の事業総利益	42,458	96,757
販売費及び一般管理費		50,413
営業利益		**46,343**
営業外収益		
受取利息配当金	2,168	
為替差益	214	
持分法による投資利益	1,096	
その他	429	3,909
営業外費用		
支払利息	2,613	
シンジケートローン手数料	601	
その他	1,373	4,587
経常利益		**45,665**
特別利益		
固定資産売却益	127	
投資有価証券売却益	4,403	
その他	70	4,602
特別損失		
固定資産除却損	661	
投資有価証券売却損	274	
投資有価証券評価損	313	
減損損失	205	
その他	260	1,715
税金等調整前当期純利益		**48,551**
法人税、住民税及び事業税	19,282	
法人税等調整額	△2,820	16,462
当期純利益		**32,089**
非支配株主に帰属する当期純利益		8,814
親会社株主に帰属する当期純利益		**23,275**

2．連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

第76期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,463	36,680	158,907	△4,097	219,954
暫定的な会計処理の確定による影響額					－
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	28,463	36,680	158,907	△4,097	219,954
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,640		△3,640
親会社株主に帰属する当期純利益			23,275		23,275
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		865	△15	1,264	2,113
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3		△0	3
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	869	19,618	1,263	21,751
当期末残高	28,463	37,549	178,526	△2,833	241,706

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	15,336	△16	△0	△6,880	8,439	115,195	343,589
暫定的な会計処理の確定による影響額						14,997	14,997
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	15,336	△16	△0	△6,860	8,439	130,193	358,587
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,640
親会社株主に帰属する当期純利益							23,275
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							2,113
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							3
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	13,881	△3	2	5,996	19,877	△32,688	△12,811
当連結会計年度中の変動額合計	13,881	△3	2	5,996	19,877	△32,688	8,940
当期末残高	29,218	△19	2	△883	28,317	97,504	367,527

連 結 注 記 表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

連結子会社の数　　26社

主要な連結子会社の名称　　前田道路(株)、(株)前田製作所、愛知道路コンセッション(株)

当連結会計年度より、非連結子会社であった(株)ニチユウ、(株)冨士土木、宮田建設(株)、(株)リアスコン、青野建設(株)、(株)アオイ産業、東海アスコン(株)、双和産業(株)、(株)船田土木、砂町アスコン(株)、新栄建設(株)、京浜リサイクルセンター(株)、(株)エコセンター大阪、アールテックコンサルタント(株)、マエダ・パシフィック・コーポレーションは重要性が増したため、連結の範囲に含めています。また、当連結会計年度において、連結子会社であった前田総合インフラ(株)は当社を存続会社とする吸収合併に伴う消滅により、連結の範囲から除外しています。

(2)非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社の名称　(株)ジェイシティー

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2．持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社　　1社

関連会社　　5社

持分法適用の非連結子会社の名称

(株)ジェイシティー

持分法適用の主要な関連会社の名称

東洋建設(株)

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス、(株)豊田東部スクールランチサービス

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3．　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、マエダ・パシフィック・コーポレーションの決算日は12月31日です。従って連結計算書類の作成にあたっては、子会社決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。

4．会計方針に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

②　その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

①　未成工事支出金

個別法による原価法

②　販売用不動産、商品及び製品、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、材料貯蔵品について、一部の連結子会社は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

(4)重要な固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しています。但し、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、連結子会社の一部の資産については、定額法又は生産高比例法を採用しており、定額法の耐用年数については、経済的耐用年数によっています。

②　無形固定資産（リース資産を除く。）及び長期前払費用

定額法を採用しています。但し、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業の更新投資に係る資産については生産高比例法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

③　リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5)繰延資産の処理方法

①　社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。

②　開業費

５年間で均等償却しています。

(6)重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上しています。

②　修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当連結会計年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上しています。

③　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を引当て計上しています。

④　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を引当て計上しています。

⑤　完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上しています。

⑥　工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上しています。

⑦　株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を引当て計上しています。

⑧　債務保証損失引当金

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」終了時に、信託財産に係る債務残高が残る場合に備えるため、損失負担見込額を引当て計上しています。

⑨　独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を引当て計上しています。

(7)退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。なお、一部の連結子会社は期間定額基準によっています。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理しています。

(8)収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(9)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たすものは振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たすものは特例処理によっています。

(10)のれんの償却方法及び償還期間

金額に重要性がある場合には、主に5年間の均等償却とし、重要性が乏しい場合は、当連結会計年度の費用として一括処理しています。

(11)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっています。

(12)消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

Ⅱ．表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「退職給付に係る資産」は重要性を勘案し、当連結会計年度より区分掲記しています。なお、前連結会計年度における「退職給付に係る資産」は6,284百万円です。

連結損益計算書

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は重要性を勘案し、当連結会計年度より区分掲記しています。なお、前連結会計年度における「投資有価証券売却損」は1百万円です。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．工事進行基準適用工事における完成工事高の計上

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
完成工事高	356,864
その他の事業売上高	51,915

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、各工事における進捗度を原価比例法により見積り、当連結会計年度末までの進捗部分の完成工事高を計上しています。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事進行基準による完成工事高の計算について以下の主要な仮定を用いています。翌会計年度の連結計算書類への影響は以下の通りです。

・工事収益総額

当連結会計年度末において契約書等が未締結の工事契約の変更にかかる請負額（以下、未契約請負額）を見積りにより計上しています。工事収益総額における未契約請負額は発注者との交渉の進捗又は契約の締結に伴い変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しています。そのため、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高に一定の影響を与える可能性があります。

・工事原価総額

当連結会計年度末において各工事の完了までの工事原価総額を見積りしています。工事完了までの工事原価総額については、各工事の進捗度に伴い将来発生する費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しています。そのため、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高に一定の影響を与える可能性があります。

2．のれんの評価

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
のれん	26,639

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

主に2020年３月19日に前田道路株式会社を子会社とした際に生じており、その効果の及ぶ期間を合理的に見積り、償却を行っています。詳細につきましては、「Ⅳ．追加情報（企業結合に係る暫定的な処理の確定）」に記載しています。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、事業投資の結果生じたのれんに対し、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計基準適用指針第６号　2003年10月31日）、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　2009年３月27日）を適用しています。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定については、投資判断当初の想定からの乖離の有無を継続的に確認しており、当連結会計年度においては減損の兆候はありませんでした。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

Ⅳ．追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

1．株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、従業員の福利厚生の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

（1）取引の概要

当社は、2019年３月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を導入しました。

本制度の実施にともない、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託《従業員持株会処分型》契約書」（以下かかる契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を締結しました。また、受託者は、資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「信託Ｅ口」という。）を再信託受託者として当社株式などの本信託の信託財産を再信託する契約を締結しています。信託Ｅ口は、信託設定後３年間にわたり「前田建設工業社員持株会」（以下「持株会」という。）が取得する見込みの当社株式を取得し、定期的に持株会に対して売却を行っています。信託終了時までに、信託Ｅ口による持株会への当社株式の売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託Ｅ口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株式の株価の下落により株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当該残債を弁済することとなります。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、株主資本に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末562百万円、496千株、当連結会計年度末104百万円、92千株です。

（3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末678百万円、当連結会計年度末351百万円

2．株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、当社の取締役（社外取締役である者を除く。）及び執行役員（以下「対象取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等の企業価値向上に対するインセンティブを強化するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

（1）取引の概要

当社は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）を導入しました。

本制度は、対象取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程（以下「本規程」という。）に従い、業績達成度等に応じて当社所定の基準によるポイントを付与し、中期経営計画期間終了直後の一定の期日に対象取締役等のうち本規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、受益者が本規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、株主資本に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末549百万円、657千株です。

新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、当社単体の業績への影響は軽微であると見込んでいます。また、グループ会社の一部では売上高の減少とそれに伴う利益の減少を一定程度見込んでいるものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社グループの業績への影響は軽微であると見込んでいます。当連結会計年度末においては、これらを総合的に勘案し、当期末の見積りに重要な影響を与えるものではないとの仮定のもと完成工事高の計上、のれんの評価等の会計上の見積りを行っています。

共同持株会社設立による経営統合

当社、前田道路株式会社（以下「前田道路」という。）及び株式会社前田製作所（以下「前田製作所」といい、当社、前田道路及び前田製作所を総称して「3社」という。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」という。）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」という。）について、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結しました。また、2021年5月14日に開催する各社取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を承認する予定です。

なお本件につきましては、2021年6月23日（当社）、2021年6月25日（前田道路）、2021年6月22日（前田製作所）開催の各社の定時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

1．本株式移転の目的

今後将来的に経営環境が著しく変化していく中で、グループ全体が一体となって永続的成長を遂げるためには、3社がこれまで以上に連携を強め、環境変化に対応できる強固な経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えています。本経営統合による持株会社体制への移行を通じ、グループ戦略を一体となって遂行することは、3社ひいてはグループ全体の企業価値向上に資するものと確信しています。

2．本株式移転の要旨

（1）本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（3社）	2021年2月24日（水）
経営統合に関する基本合意書締結（3社）	2021年2月24日（水）
定時株主総会に係る基準日（3社）	2021年3月31日（水）
経営統合契約書および株式移転計画承認取締役会（3社）	2021年5月14日（金）（予定）
経営統合契約書締結および株式移転計画作成（3社）	2021年5月14日（金）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（前田製作所）	2021年6月22日（火）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（当社）	2021年6月23日（水）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（前田道路）	2021年6月25日（金）（予定）
東京証券取引所最終売買日（3社）	2021年9月28日（火）（予定）
東京証券取引所上場廃止日（3社）	2021年9月29日（水）（予定）
統合予定日（共同持株会社設立登記日）	2021年10月1日（金）（予定）
共同持株会社株式上場日	2021年10月1日（金）（予定）

上記は現時点での予定であり、本経営統合の承認手続の進行その他の事由により、必要な場合には、3社で協議し合意の上で変更することがあります。

（2）本株式移転の方式

3社を株式移転完全子会社、共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

（3）本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	前田道路	前田製作所
株式移転比率	1.00	2.28	0.58

（注1）算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

（注2）共同持株会社の単元株式数は100株とします。

（注3）共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：391,584,459株

上記は、当社の発行済株式総数194,608,482株（2021年3月31日時点）、前田道路の発行済株式総数89,159,453株（2021年3月31日時点）および前田製作所の発行済株式総数16,100,000株（2021年3月31日時点）に基づいて算出しています。なお、3社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（当社：146,223株、前田道路：6,740,228株、前田製作所：226,953株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定していません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

（4）本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31年1月16日）における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定です。

企業結合等関係

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2020年３月19日に行われた前田道路株式会社との企業結合について、前連結会計年度には暫定的な処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しています。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、のれんとして計上していた金額の一部を組み替えています。

取得日現在において有形固定資産に22,696百万円、無形固定資産に8,478百万円、投資その他の資産に6,754百万円、繰延税金負債に7,140百万円が配分された結果、非支配株主持分は115,195百万円から14,997百万円増加し、130,193百万円となり、暫定的に算定されたのれんの金額は48,689百万円から15,791百万円減少し、32,898百万円となっています。

なお、のれんの償却期間は５年となります。

共通支配下の取引等

当社は2020年6月26日に、当社の完全子会社である前田総合インフラ株式会社を吸収合併しました。

１．取引の概要

(1)被合併企業の名称及び事業の内容

被合併会社の名称　　前田総合インフラ株式会社

事業の内容　　有価証券の取得、保有及び処分等

(2)企業結合日

2020年６月26日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、前田総合インフラ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

本合併は、当社においては会社法第796条2項に定める簡易合併であり、前田総合インフラ株式会社においては会社法第784条1項に定める略式合併であるため、いずれも株主総会の承認を得ることなく合併します。

(4)結合後企業の名称

前田建設工業株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社及び前田総合インフラ株式会社は、2020年1月20日開催の各取締役会において、当社の持分法適用関連会社であった前田道路株式会社の普通株式を金融商品取引法による公開買付け（以下「本公開買付け」という。）により取得することを決定し、2020年3月19日に本公開買付けに基づく株式の取得を行うことで当社の連結子会社としました。本公開買付けの実施にあたり、将来的に行う可能性のある組織再編の際の機動性及び柔軟性を確保する観点から、完全子会社として前田総合インフラを2019年12月26日に設立して前田道路株式会社株式の取得を目指すこととしていました。

その後、本公開買付けの結果並びに本公開買付けの開始以降の経緯及び現在までの状況の変化等を勘案して当社グループの体制等を慎重に検討した結果、今般、当社が前田総合インフラ株式会社を吸収合併して前田道路株式会社株式を一元的に管理することが、当社グループにおける経営資源の配分及び業務効率化の観点から最適であると判断しました。

2．実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産

建物・構築物	384百万円
土地	61百万円
投資有価証券	2,072百万円
投資その他の資産（その他）	400百万円
合計	2,918百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	4,035百万円
長期借入金	1,454百万円
合計	5,490百万円

ノンリコース債務に対応する担保資産は、「2．ノンリコース債務に対応する資産」に含めて記載しています。

2．ノンリコース債務に対応する資産

現金預金	13,852	（－）百万円
受取手形・完成工事未収入金等	1,589	（－）百万円
材料貯蔵品	23	（23）百万円
建物・構築物	82	（82）百万円
機械・運搬具・工具・器具備品	11,426	(11,420) 百万円
公共施設等運営権	114,424	（－）百万円
合計	141,398	(11,527) 百万円

上記のうち、（）内書は工場財団根抵当に供されている金額並びに対応する資産です。

3．有形固定資産の減価償却累計額　193,906百万円

4．保証債務額

借入金に対する保証債務	916百万円
工事に対する入札・履行保証等債務	1,092百万円

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式　194,608千株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2020年６月23日の第75回定時株主総会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

（1）　配当金の総額　3,640百万円（注1）（注2）

（2）　１株当たり配当額　20.0円

（3）　基準日　2020年３月31日

（4）　効力発生日　2020年６月24日

3．当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年６月23日開催予定の第76回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

普通株式の配当に関する事項

（1）　配当の原資　利益剰余金

（2）　配当金の総額　7,144百万円（注1）（注3）

（3）　１株当たり配当額　38.0円

（4）　基準日　2021年３月31日

（5）　効力発生日　2021年６月24日

（注１）配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額です。

（注２）2020年６月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社株式に対する配当金９百万円、及び株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれています。

（注３）2021年６月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社株式に対する配当金３百万円、及び株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金24百万円が含まれています。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に建設事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクにさらされていますが、当該リスクに関しては、受注管理規程及び経理規程等に沿って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、リスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。公共施設等運営権に係る負債は、公共施設等運営権対価の未払額であり、運営期間にわたり支払います。また当該債務にかかる金利は固定化されています。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規則に従い、市場変動等のリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針です。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	100,687	100,687	−
(2)受取手形・完成工事未収入金等	263,430	263,216	△214
(3)有価証券及び投資有価証券	111,696	117,278	5,582
資産計	475,814	481,182	5,367
(1)電子記録債務	7,837	7,837	−
(2)工事未払金等	109,917	109,917	−
(3)短期借入金	18,315	18,315	−
(4)１年内返済予定のノンリコース借入金	1,381	1,381	−
(5)１年内償還予定の社債	5,000	5,000	−
(6)公共施設等運営権に係る負債(流動負債)	4,501	4,501	−
(7)社債	45,000	44,840	△160
(8)ノンリコース社債	20	22	2
(9)長期借入金	64,165	64,337	171
(10)ノンリコース借入金	15,864	15,967	102
(11)公共施設等運営権に係る負債(固定負債)	108,398	118,990	10,592
負債計	380,404	391,113	10,709
(1)デリバティブ取引(※)	(42)	(42)	−

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価のうち、株式については取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

負　債

(1)電子記録債務、(2)工事未払金等、(3)短期借入金、(4)1年内返済予定のノンリコース借入金、(5)1年内償還予定の社債並びに(6)公共施設等運営権に係る負債(流動負債)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7)社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっています。

(8)ノンリコース社債

ノンリコース社債の時価は、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(9)長期借入金、並びに(10)ノンリコース借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

このうち金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(11)公共施設等運営権に係る負債(固定負債)

公共施設等運営権に係る負債(固定負債)の時価は、支払予定時期に基づき、将来キャッシュフローを国債利回りを基礎とした合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

(1)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2)非上場株式等（連結貸借対照表計上額19,397百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都や福岡県などの全国主要都市を中心に、賃貸オフィスビルや賃貸複合施設等を所有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は829百万円、固定資産売却損は138百万円、減損損失は73百万円です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
34,988	△15,317	19,671	30,132

(注１)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注２)当連結会計年度増減額の主な増加は、賃貸用店舗の取得754百万円、主な減少は連結範囲の変更による減少17,281百万円、保有目的の変更による棚卸資産への振替396百万円です。

(注３)当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

(注４)当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、当連結会計年度の連結貸借対照表計上額の期首残高については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

Ⅸ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　1,441円97銭

２．１株当たり当期純利益　125円27銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（従業員持株会処分型）及び株式給付信託（ＢＢＴ）に残存する自社の株式は１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末において株式給付信託（従業員持株会処分型）は92千株であり、株式給付信託（ＢＢＴ）は657千株です。

１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において株式給付信託（従業員持株会処分型）は281千株であり、株式給付信託（ＢＢＴ）は657千株です。

X．公共施設等運営事業に関する注記

連結子会社である愛知道路コンセッション(株)が運営権者となり、実施する公共施設等運営事業は以下のとおりです。

1．運営権者が取得した公共施設等運営権の概要

<table>
<tr><td rowspan="3">対象となる
公共施設等の
内容</td><td colspan="5">愛知県有料道路運営等事業</td></tr>
<tr><td>知多4路線
(南知多道路、知多半島道路、知多横断道路及び中部国際空港連絡道路を総称していいます。)</td><td>猿投グリーンロード</td><td>衣浦トンネル</td><td>衣浦豊田道路</td><td>名古屋瀬戸道路</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記路線ごとに運営権が設定されています。</td></tr>
<tr><td>実施契約に
定められた
運営権対価の
支出方法</td><td colspan="4">運営権取得時に一時金を支払い、残額は運営期間にわたり分割して毎年支払います。</td><td>運営権取得時に全額を支払います。</td></tr>
<tr><td>運営権設定期間</td><td>2016年10月1日～
2046年3月31日</td><td>2016年10月1日～
2029年6月22日</td><td>2016年10月1日～
2029年11月29日</td><td>2016年10月1日～
2034年3月5日</td><td>2016年10月1日～
2044年11月26日</td></tr>
<tr><td>残存する
運営権設定期間</td><td>2021年4月1日～
2046年3月31日</td><td>2021年4月1日～
2029年6月22日</td><td>2021年4月1日～
2029年11月29日</td><td>2021年4月1日～
2034年3月5日</td><td>2021年4月1日～
2044年11月26日</td></tr>
<tr><td>プロフィット
シェアリング
条項の概要</td><td colspan="5">各運営権対象施設に係る各事業年度の実績料金収入の合計額が、当該各運営権設定対象施設に係る各事業年度の計画料金収入の合計額と比較して、増加し、または減少した場合、当該増加し、または減少した料金収入の帰属または負担については以下のとおりです。

・6%以内の増加または減少にとどまる場合
運営権者の帰属または負担
・6%を超えて増加した場合
6%以内の増加額は運営権者の帰属、6%を超える増加額は愛知県道路公社の帰属
・6%を超えて減少した場合
6%以内の減少額は運営権者の負担、6%を超える減少額は愛知県道路公社の負担</td></tr>
</table>

2．公共施設等運営権の減価償却の方法

交通量に基づく生産高比例法によっています。

3．更新投資に係る主な事項

（1）主な更新投資の内容及び投資を予定している時期

（知多４路線）

更新投資の内容	予定時期
ＥＴＣレーン更新	2029年３月期　～　2032年３月期
	2045年３月期　～　2046年３月期
一般収受機更新	2022年３月期
	2033年３月期　～　2034年３月期
中央装置更新	2024年３月期　～　2029年３月期
	2031年３月期
	2041年３月期
ガードレール更新	2023年３月期　～　2025年３月期
	2028年３月期　～　2030年３月期
	2033年３月期　～　2035年３月期

（2）運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の計上方法

更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属するものに限る。）に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を見積り、公共施設等運営権取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上しています。

（3）更新投資に係る資産の減価償却の方法

交通量に基づく生産高比例法によっています。

Ⅺ．その他の注記

1．受取手形裏書譲渡高　9,025百万円

受取手形流動化による譲渡高　1,147百万円

2．金額の端数処理

金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	第76期 2021年3月31日現在	科　目	第76期 2021年3月31日現在
(資産の部)	(555,436)	(負債の部)	(322,159)
流動資産	**285,342**	**流動負債**	**194,641**
現金預金	34,345	電子記録債務	7,933
受取手形	6,680	工事未払金	72,266
完成工事未収入金	192,459	短期借入金	14,280
販売用不動産	2,371	1年内償還予定の社債	5,000
未成工事支出金	11,404	未払金	4,117
短期貸付金	616	未払法人税等	6,660
工事関係立替金	16,570	未成工事受入金	30,850
その他	20,994	預り金	41,973
貸倒引当金	△99	修繕引当金	300
固定資産	**270,093**	賞与引当金	3,629
有形固定資産	**46,845**	役員賞与引当金	130
建物・構築物	20,858	完成工事補償引当金	1,085
機械・運搬具	3,307	工事損失引当金	406
工具・器具備品	987	従業員預り金	5,591
土地	20,525	その他	416
リース資産	138	**固定負債**	**127,518**
建設仮勘定	1,027	社債	45,000
無形固定資産	**7,504**	長期借入金	62,711
ソフトウェア	3,414	繰延税金負債	8,489
その他	4,090	退職給付引当金	8,725
投資その他の資産	**215,743**	株式給付引当金	228
投資有価証券	93,578	債務保証損失引当金	212
関係会社株式	117,822	その他	2,152
長期貸付金	164	(純資産の部)	(233,276)
破産更生債権等	214	**株主資本**	**205,591**
長期前払費用	112	**資本金**	**28,463**
前払年金費用	1,139	**資本剰余金**	**36,587**
その他	2,926	資本準備金	36,587
貸倒引当金	△214	**利益剰余金**	**141,340**
		利益準備金	4,552
		その他利益剰余金	136,787
		別途積立金	98,000
		繰越利益剰余金	38,787
		自己株式	**△799**
		評価・換算差額等	**27,685**
		その他有価証券評価差額金	27,685
資産合計	**555,436**	**負債純資産合計**	**555,436**

損益計算書

(単位：百万円)

科　目	第76期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
売上高		
完成工事高	363,038	
その他の事業売上高	3,048	366,086
売上原価		
完成工事原価	311,511	
その他の事業売上原価	904	312,416
売上総利益		
完成工事総利益	51,526	
その他の事業総利益	2,144	53,670
販売費及び一般管理費		23,947
営業利益		**29,722**
営業外収益		
受取利息配当金	17,631	
為替差益	176	
その他	214	18,022
営業外費用		
支払利息	1,186	
シンジケートローン手数料	601	
租税公課	306	
その他	409	2,503
経常利益		**45,241**
特別利益		
固定資産売却益	179	
投資有価証券売却益	1,958	
抱合せ株式消滅差益	1,686	
その他	3	3,828
特別損失		
固定資産除却損	117	
投資有価証券売却損	233	
投資有価証券評価損	269	
減損損失	93	
関係会社支援損	340	
その他	3	1,057
税引前当期純利益		**48,012**
法人税、住民税及び事業税	10,888	
法人税等調整額	877	11,765
当期純利益		**36,247**

株主資本等変動計算書

第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金2合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	28,463	36,587	36,587	4,552	84,000	20,444	108,996	△1,335	172,712
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△3,888	△3,888		△3,888
別途積立金の積立					14,000	△14,000	–		–
当期純利益						36,247	36,247		36,247
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分						△15	△15	535	519
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計	–	–	–	–	14,000	18,343	32,343	535	32,878
当期末残高	28,463	36,587	36,587	4,552	98,000	38,787	141,340	△799	205,591

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	15,036	15,036	187,749
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△3,888
別途積立金の積立			–
当期純利益			36,247
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			519
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	12,648	12,648	12,648
当事業年度中の変動額合計	12,648	12,648	45,527
当期末残高	27,685	27,685	233,276

個 別 注 記 表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

（2）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

（3）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3．棚卸資産の評価基準及び評価方法

（1）未成工事支出金

個別法による原価法

（2）販売用不動産、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しています。但し、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

（2）無形固定資産（リース資産を除く。）及び長期前払費用

定額法を採用しています。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

5．繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。6．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上しています。

(2)修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当事業年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上しています。

(3)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を引当て計上しています。

(4)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を引当て計上しています。

(5)完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上しています。

(6)工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上しています。

(7)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を引当て計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理しています。

(8)株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を引当て計上しています。

(9)債務保証損失引当金

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」終了時に、信託財産に係る債務残高が残る場合に備えるため、損失負担見込額を引当て計上しています。

7．収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

8．ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たすものは振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たすものは特例処理によっています。

9．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

１０．関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっています。

１１．消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「関係会社支援損」は重要性を勘案し、当事業年度より区分掲記しています。なお、前事業年度における「投資有価証券売却損」は1百万円、「関係会社支援損」は38百万円です。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．工事進行基準適用工事における完成工事高の計上

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
完成工事高	349,883

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類Ⅲ．会計上の見積りに関する注記1．工事進行基準適用工事における完成工事高の計上（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一となります。

Ⅳ．追加情報

共同持株会社設立による経営統合

「連結計算書類Ⅳ．追加情報　共同持株会社設立による経営統合」に記載した内容と同一となります。

Ⅴ．貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産	投資有価証券	20百万円
	関係会社株式	1,149百万円
	投資その他の資産（その他）	400百万円
	合　計	1,570百万円
2．有形固定資産の減価償却累計額		57,130百万円
3．保証債務額		
借入金等に対する保証債務		865百万円
工事に対する入札・履行保証等債務		1,092百万円
4．関係会社に対する短期金銭債権		7,931百万円
関係会社に対する長期金銭債権		382百万円
関係会社に対する短期金銭債務		20,257百万円
関係会社に対する長期金銭債務		166百万円

Ⅵ．損益計算書に関する注記

1．完成工事高のうち関係会社に対する部分	7,660百万円
2．完成工事原価のうち関係会社からの仕入高	56,865百万円
3．関係会社との営業取引以外の取引高	18,355百万円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,354千株	22千株	481千株	895千株

(注１)当事業年度期首の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社の株式496千株及び株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社の株式657千株が含まれています。

(注２)自己株式の増加22千株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加22千株及び単元未満株式の買取りによる増加０千株です。

(注３)自己株式の減少481千株は、株式給付信託（従業員持株会処分型）による従業員持株会への当社の株式の売却による減少404千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少76千株です。

(注４)当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社の株式92千株及び株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社の株式657千株が含まれています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,671百万円
たな卸資産等有税評価減	2,605
減損損失	4,036
貸倒引当金損金算入限度超過額	96
工事損失引当金	124
投資有価証券有税評価損	1,562
その他	6,679
繰延税金資産小計	17,776
評価性引当額	△14,361
繰延税金資産合計	3,415
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△11,510
その他	△393
繰延税金負債合計	△11,904
繰延税金負債の純額	△8,489

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金(百万円)	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱エフビーエス	100	(所有) 直接50.0 間接25.0	CMS取引	CMS取引 支払利息 (注1)	9,004 27	預り金	8,971
子会社	前田道路㈱	19,350	(所有) 直接51.3 間接 0.0	配当金受取	受取配当金 (注2)	15,344	—	—
関連会社	光が丘興産(株)	1,054	(所有) 直接17.6 間接 6.2 (被所有) 直接12.8	工事資材の購入	工事資材の購入 (注3)	33,800	工事未払金	4,865

(注1)CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)取引は、グループ企業の資金を一元管理するものです。取引金額については、期中における平均残高を記載しています。利率は市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(注2)当事業年度において前田道路株式会社が2020年4月14日に開催した臨時株主総会で承認可決された1株当たり650円の特別配当が含まれています。

(注3)価格その他の取引条件は、市場価格に基づいて価格交渉し決定しています。

Ⅹ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　1,204円24銭

２．１株当たり当期純利益　　187円33銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（従業員持株会処分型）及び株式給付信託（ＢＢＴ）に残存する自社の株式は１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において株式給付信託（従業員持株会処分型）は92千株であり、株式給付信託（ＢＢＴ）は657千株です。

１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において株式給付信託（従業員持株会処分型）は281千株であり、株式給付信託（ＢＢＴ）は657千株です。

Ⅺ．その他の注記

１．金額の端数処理

金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田建設工業株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　理　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飴　谷　健　洋　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年２月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田建設工業株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　理　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飴　谷　健　洋　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年２月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画（職務の分担を含む。）に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び執行役員並びに内部監査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに内部監査部門その他の使用人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査しました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及びその運用の状況を監視し、検証しました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人EY新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

前田建設工業株式会社監査役会

常勤社外監査役　**伊　藤　雅　規**㊞
常勤監査役　**大　嶋　義　隆**㊞
常勤監査役　**小笠原　四　郎**㊞
社外監査役　**佐　藤　元　宏**㊞
社外監査役　**篠　　連**㊞

以　上